

富山家庭裁判所委員会（第33回）開催議事概要

1 開催日時

令和元年6月28日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

石坂兼人，大橋豊，北澤純一，瀬川信子，橋爪健一郎，細川瑞子，山本正恵，
依田吉人，和田文彦

【裁判所】

北林首席家裁調査官，萩原家裁首席書記官，杉山家裁訟廷管理官，高瀬主任書記官，橋本地裁事務局長，河合家裁事務局長，天春地家裁事務局次長，柳瀬家裁総務課長，山川家裁総務課課長補佐，関原地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新任委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告
- (4) 議事「成年後見制度について」

ア DVD 視聴「わかりやすい成年後見制度の手続」

イ 概要説明

ウ 意見交換

別紙のとおり

- (5) 任期終了委員の紹介及び挨拶

5 次回のテーマ

「裁判所における来庁者の安全確保について」（地家裁委員会共通）

6 次回の開催日時

次回委員会は、富山地方裁判所委員会と合同で開催し、開催日時は令和2年1月30日（木）午後2時とする。

(別紙)

意見交換

(委員, 委員長, 裁判所)

成年後見制度や利用促進に向けた方策について, 意見や感想を伺いたい。

前々回の家裁委員会においても成年後見制度がテーマで取り上げられ, 利用促進に向けた取組などが紹介された。富山県内の自治体においては, まだ中核機関の候補となる機関もなく, 家庭裁判所においても, これから自治体に働きかける取組を行うという説明だったが, 本日の説明を聞き, 県内の自治体において具体的な取組が行われているので, 家庭裁判所で行っている取組が有効だと感じた。

私たち市民が, 意思決定を支援してもらい成年後見制度を利用するメリットを実感できるように, 具体的な事例を紹介する広報が必要であると思う。

以前は財産管理が重視されていたが, 利用促進基本計画により, 身上保護が重視されるようになったことは大きいと感じる。

利用者側にとって, 成年後見制度がもっと必要だと実感できるような取組を行わなければならないと思う。

成年後見制度があることは知っていたが, 成年後見人に財産を奪われたなどの報道を見て, 悪い印象を抱いていた。

利用が促進されない原因として, 成年後見制度の目的が, 本人の意思決定支援であることが伝わっていないことだと思う。

中核機関として, 地域包括支援センターや社会福祉協議会が考えられるが, 裁判所や医療機関などにつなぐ重要な役割を担うことになり, 職員の責任が重い印象を持った。

判断能力が無くなってから成年後見制度を利用するのでは遅く, 早めに制度を利用してもらい必要があると思う。

例えば本人が死亡した際に成年後見制度を利用していたため手続が大変だったなどの事例を聞いたことがある。そのようなマイナスイメージを無くし, 利用して

良かった事例を広めると良いと思う。

本人が元気な状態では利用に結びつかず，問題に直面してから利用を考えているため，制度の普及が進まないと感じた。

パンフレットには，制度を利用するメリットは紹介されているが，こういうトラブルから免れたなど，もっと具体例が紹介されていると，元気な状態から利用を検討してもらえ，保佐や補助の利用者も増加すると思う。

病院，介護老人保健施設やデイサービスなどの，制度の利用を必要とする人が多数出入りする施設での広報が必要だと感じた。

実例に基づいた利用メリットのアピールが必要だと思った。

また，成年後見人との相性等も重要だと思う。成年後見人の交代にも柔軟に対応している点をアピールできれば，利用促進につながると思った。

親族間紛争があると弁護士が成年後見人に選任される場合があるが，親族以外の後見人が選任されることで，本人にとって安定した生活が過ごせる実例が，制度を利用するメリットとして挙げられる。

また，保佐の場合は，本人が一人暮らしや親族が近くにいない場合，例えば重要な契約締結の際などには，保佐人が本人と意思疎通を図り，本人を援助できることが大きなメリットと言える。

富山県弁護士会では，地域包括支援センターとの連携事業を行っており，支援センターごとに担当弁護士2人を決め，担当者からの相談等に対応している。成年後見制度の利用が適切な事案であれば，手続の利用につなげられるように援助している。また，地域包括支援センターで福祉関係者などを対象とした講演会が開催される際には，講師を派遣している。

知的障害者の高齢化が進んでおり，入所施設においても，高齢化・重度化が進んでいるため，これまで地域で暮らしてきた知的障害者は，親が亡くなった後も施設へ入所できず，引き続き地域で暮らすことになる。そのため，親が亡くなった後の財産や生活全般の管理を行う成年後見人が必要であると考えられる。

本来であれば、知的障害者が20歳を迎えた段階で親の親権から外れるため、成年後見人が選任されるのが理想であるが、現実には、同居して世話をしている親が成年後見人と同様の役割を担っており、逆に親が成年後見人になると家庭裁判所への報告が煩雑であるなどの理由から、親自身が成年後見人選任の必要性を感じていない。しかし、親が亡くなった後は、管理能力が乏しい知的障害者が地域で安全に生活するためにも成年後見人が必要であり、親から財産を引き継ぐためにも、親が生前の間に、本人との間で信頼関係が築けている親以外の人と、親である自分との複数の成年後見人選任の申立てを行い、親が亡くなった後も親以外の成年後見人が切れ目なく後見業務を行うようにすることが望ましいと考える。

一方で、知的障害者の成年後見人の役割が、認知症高齢者の場合とは異なり、期間も長く、業務も多岐に渡ることを考えると、チーム支援が望ましいと考える。中核機関が設立されることで、地域連携ネットワークが形成され、チームでの支援が行われることを期待する。

利用促進に関しては、市町村が中心で取り組んでおり、呉西地区は6市が連携してセンターが設立され、今年度の市民後見人の育成が終了したとの報道もあったが、このような取組が少しずつ広がっていけばよいと思う。

取組が弱い呉東地区の市町村に対しては、県主催のセミナーを開催し、他の市町村の取組例などを紹介している。

市町村では少ない職員で対応しているのが現状であるが、「小さく生んで大きく育てる」と裁判所からの説明にもあったように、まずは立ち上げることが大切だと思う。

裁判所においては、一、二箇月に1回、富山県及び富山市と定期的に協議会を開催している。また、同じように、弁護士会、司法書士会及び社会福祉協議会とも開催しており、いずれは合同で開催したいと考えている。

呉東地区の黒部市や魚津市においては、弁護士会や社会福祉協議会も参加して事例検討会が開催されていると聞いている。

専門職が成年後見人に選任される基準や報酬額など、成年後見制度に対する不透明さが原因となるマイナスイメージについては、運用上の問題点と捉え、改善する必要があると考える。

メリットが実感できる具体例として、例えば社会から孤立化している人が、成年後見制度を利用することで、成年後見人等を通じて地域ネットワークにつながる点も挙げられる。裁判所だけでなく、行政やメディアからも制度利用のメリットを発信してもらい、社会全体で関心を持ってもらえたらと考える。

裁判所が行政に働きかける場合、どのような方策が効果的か。

市町村長が申立人となる件数が増えているため、まずは市町村に対して成年後見制度のメリットを伝えると、地域包括支援センターなどの関係機関にも伝わると思う。

制度を普及させるためには、国からの働きかけも有効だと思う。

担当者レベルへの働きかけだけでなく、市町村長などのトップへの働きかけも重要だと考える。

行政が相手だと、窓口となる部署が分かりづらいため、問合せ先の明確化が重要だと思う。

各自治体において利用率を競わせると、動機付けになるのではないかと思う。

中核機関が設置されることで、問合せ先が一本化され、情報が集約できることが大きなメリットである。

中核機関が設置されていない今は、裁判所として、行政のどこに働きかけを行えばよいか、どこに成年後見制度を必要としている人の情報が集まっているのか分からないため、情報提供していただけると助かる。

今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の成年後見制度の運用の参考とさせていただきます。